第三項第一号㈢を同号㈥とし、同号㈡中「筆記により行うこと」を「電子計算機に解答を入力する方法又は筆記により行うこととし、電子計算機に解答を入力する方法にあっては、次に掲げる措置が講じられているものであること」に改め、同㈡に次のように加える。

(1)　隣接する受験者との間に仕切りを設けるなどにより、他の受験者から試験の実施内容が見えないよう措置が講じられているものであること。

(2)　受験に用いる電子計算機その他の電子機器を用いて外部情報に接続することができないよう措置が講じられているものであること。

(3)　受験に用いる電子計算機の故障対応、操作方法の説明等に備え、直ちに技術的援助がされるよう措置が講じられているものであること。

第三項第一号㈡を同号㈤とし、同号㈠に次のように加える。

(3)　出題する問題の内容が、特定又は容易に推定することができないものであること。

第三項第一号㈠を同号㈣とし、同㈣の前に次のように加える。

㈠　受講期間内に実施するものであること。

㈡　本人確認を厳格に行うものであること。

㈢　受験者間に十分な間隔を設けること。

第三項第二号㈢中「授業科目」を「科目」に改め、同号に次のように加える。

㈤　前号㈠から㈤まで（㈣(1)及び(2)を除く。）及び㈦の規定は、電気通信術の試験の場合について準用する。

第三項第三号に次のように加える。

㈣　第一号㈠から㈤まで（㈣(1)及び(2)を除く。）及び㈦の規定は、英語の試験の場合について準用する。

○総務省告示第二百二十三号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第二十一条第一項第六号の規定に基づき、平成五年郵政省告示第五百五十三号（無線従事者養成課程の実施要領を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十四年六月二十六日

総務大臣　川端　達夫

本則を次のように改める。

一　授業（従事者規則第二十一条第一項第六号に規定する授業科目のものをいう。以下同じ。）科目別の授業要領は、従事者規則第五条に規定する試験科目の国家試験に合格するに十分な知識及び能力を養うことを目標として、別表第一号から別表第四号までに掲げるところによること。

二　同時受講型授業の場合にあっては、次に掲げるものであること。

1　授業は、一の養成課程ごとにできる限り毎日行うこと。

2　一日の授業時間は、二時間以上七時間以内とすること。

3　授業の時間割は、一の授業を六十分又は九十分とし、かつ、一日の一の授業と次の授業との間隔を十分又は十五分とすること。

4　前項及び前各号に規定する事項については、総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が養成を受ける者の能力その他の事情に鑑み特に必要があると認めるときは、これと異なる要領によることができる。

三　随時受講型授業の場合にあっては、次に掲げるものであること。

1　授業科目別に講師を配置するものであること。

2　授業科目別に受講者の修得状況を確認するための模擬試験等を実施するものであること。

3　受講者の学習履歴や進捗状況などを管理し、進捗状況に応じて受講者に対して指導を行うものであること。

4　受講者による授業に利用するメディアへの接続が集中した場合においても学習活動に支障を来すことがないよう、当該メディアの利用状況を管理するものであること。

5　認定施設者（養成課程の実施に係る業務の一部を委託している場合は、その委託先の事業者を含む。）及び利用する情報通信ネットワークについて、十分な情報セキュリティ対策（障害が発生した際の対応策を含む。）を講じているものであること。

四　その他適切な授業計画によること。

○総務省告示第二百二十四号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第三十四条第十二号の規定に基づき、平成九年郵政省告示第三百十九号（認定講習課程の修了試験の方法を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十四年六月二十六日

総務大臣　川端　達夫

第三項に次の一号を加える。

4　出題する問題の内容が、特定又は容易に推定することができないものであること。

第四項第一号㈢並びに同項第二号㈠(3)及び㈡(3)を削る。

第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

五　試験の方法

1　受講期間内に実施するものであること。

2　本人確認を厳格に行うものであること。

3　受験者間に十分な間隔を設けること。

4　科目別に電子計算機に解答を入力する方法又は筆記により行うこととし、電子計算機に解答を入力する方法にあっては、次に掲げる措置が講じられているものであること。

㈠　隣接する受験者との間に仕切りを設けるなどにより、他の受験者から試験の実施内容が見えないよう措置が講じられているものであること。

㈡　受験に用いる電子計算機その他の電子機器を用いて外部情報に接続することができないよう措置が講じられているものであること。

㈢　受験に用いる電子計算機の故障対応、操作方法の説明等に備え、直ちに技術的援助がされるよう措置が講じられているものであること。

○総務省告示第二百二十五号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第三十四条第七号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第三号（認定講習課程について別に告示する要件及び講習時間並びに実施要領を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十四年六月二十六日

総務大臣　川端　達夫

第一項中「に規定する総務大臣」を「の総務大臣」に改め、「二十三時間以上」の下に「（随時受講型講習にあっては、同時受講型講習に相当する教育効果が得られる講習時間とする。）」を加える。

第二項中「に規定する総務大臣」を「の総務大臣」に改め、同項第一号中「よること」の下に「とし、随時受講型講習にあっては、同時受講型講習に相当する教育効果が得られる講習時間とする」を加え、同項第三号及び第四号を次のように改める。

3　同時受講型講習の場合にあっては、次に掲げるものであること。

㈠　一日の講習時間は、二時間以上七時間以内とすること。ただし、総務大臣が他の講習時間によることが適当と認めた場合はこの限りでない。

㈡　講習時間の単位は、標準として、六十分又は九十分とすること。

4　随時受講型講習の場合にあっては、次に掲げるものであること。

㈠　講習科目別に講師を配置するものであること。

㈡　講習科目別に受講者の修得状況を確認するための模擬試験等を実施するものであること。

㈢　受講者の学習履歴や進捗状況などを管理し、進捗状況に応じて受講者に対して指導を行うものであること。